

アフィリエイト規約同意書

トレードマスターラボ(以下甲という)が規定した以下のアフィリエイト規約に関しアフィリエイトター(以下乙という)は同意のうえ登録する。

第1条(登録)

乙は、本規約に同意した上で、甲所定の申込みフォームに必要事項を明記し、甲のアフィリエイトになる旨の申込みを行うことにより登録は完了する。

乙は【甲】がこれを承認した者を指す。

第2条(紹介手数料の計算方法)

甲は、乙に対し、乙から紹介された顧客に対して、甲が得た販売代金、手数料の額に応じて紹介手数料を支払う。

尚、紹介手数料の算定方式について別途定める。

第3条(紹介手数料の変更)

乙は、紹介手数料の算定方式について、甲により随時変更される可能性があることを了承し、これに異議を述べないものとする。

但し、当該変更がある場合、甲は速やかに変更の内容を連絡するものとする。

第4条(紹介手数料の支払い)

甲から乙に対し支払う紹介手数料は、毎月月末に締めて翌々月10日(ただし、当日が銀行の休業日である場合は翌営業日とする)に乙名義の指定口座に振り込んで支払うものとする。最低振込額は5,000円とする。振込手数料は、乙の負担とする。

尚、紹介手数料に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第5条(広告の審査)

1. 乙は、リンク等を設置するアフィリエイトメディア(URL)の登録を行うものとします。また、乙はアフィリエイトメディアに追加または変更があった場合は、直ちに追加・変更登録を行うものとします。

2. 乙は、前項により登録したアフィリエイトメディアに、当社所定の方法により、リンク等を設置することができます。ただし、当社またはリンク先となるサービス提供者が、リンク等の設置について制限または条件を付しているときは、これに従うものとします。

3. リンク等が設置されたアフィリエイトメディアが、甲の広告審査基準(投資顧問契約)にふさわしくない場合、乙の設置したリンク等について削除または変更を求めることができるものとします。この場合、乙は、ただちに当該リンク等を削除または変更しなければなりません。

第6条(禁止行為)

本規約は乙が甲に顧客を紹介する目的のための規約であり、乙は金融商品仲介業務を行ってはならない。

第7条(登録の解除)

1. 乙は、登録完了後いつでも本登録を解除することができるものとする。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何らの催告なくして本登録を解除することができるものとする。
 - 本規約に違反した場合
 - 法令その他の諸規則に違反した場合
 - 誇大広告が発覚した場合
 - アフィリエイト広告のガイドラインに違反した場合

第8条(連絡方法)

甲と乙の間の連絡事項の伝達は、電子メールまたは電話にて行うものとする。

甲が、乙から届出を受けた連絡用の電子メールアドレスに電子メールを送信したときは、これが到達しない場合であっても、送信時において到達したものとみなす。

第9条(秘密保持)

甲・乙は、アフィリエイトに関連して知り得た全ての情報について、第三者に公開または漏洩してはならず、または、本規約の目的以外に利用してはならない。当該情報には、甲より送信される電子メールに書かれた全ての情報を含むものとする。

本条の規定は、本登録が終了した後も効力を有するものとする。

第10条(損害)

乙に損害が発生した場合、甲に帰責事由がないときは、甲は何らの責任も負わないものとする。

第 11 条(本規約の変更)

甲は、本規約の内容を変更することが必要または相当であると認める場合、本規約の内容を変更することができる。この場合、甲は乙に対し事前に変更の内容を電子メールにて通知するものとする。

第 12 条(準拠法および合意管轄)

本規約に定めのない事項は、法令諸規則に従うほか、信義則に照らし、本規約の目的及び当事者の合理的意思を斟酌して協議し解決する。

本規約に関連して甲と乙との間に紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄とする。

【2021 年 7 月 5 日 施行】